

# 委任状及び委任状・使用印鑑届の取扱いに係る注意点

## 1 様式について

【押印が不要な場合】委任状（様式C - 5）

【押印が必要な場合】委任状・使用印鑑届（様式C - 6）

申請する各自治体にどちらか1種類を提出してください。（代理人がない場合、委任状の提出は不要です。）

## 2 提出する自治体について

それぞれの提出先は、以下のとおりです。

委任状（様式C - 5） 押印不要	委任状・使用印鑑届（様式C - 6） 押印必要（必ず2か所に押印）
埼玉県、川口市、飯能市、東松山市、深谷市、上尾市、志木市、新座市、桶川市、北本市、坂戸市、三芳町、鳩山町、横瀬町、小鹿野町、美里町、上里町 （計17自治体）	川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、羽生市、蕨市、久喜市、蓮田市、日高市、ふじみ野市、神川町、寄居町、越谷・松伏水道企業団、戸田ボートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合 （計19自治体）

## 3 委任状・使用印鑑届（様式C - 6）について

代理人を置く場合：「委任状」として使用してください

Aにチェックを入れて委任者と受任者の印をそれぞれ押印

代理人を置かない場合：「使用印鑑届」として使用してください

Bにチェックを入れて代表者印（実印）と使用印鑑をそれぞれ押印

代表者印（実印）を使用印鑑とする場合は、左右2か所に同じ印を押印してください。

使用する押印については、手引の別冊2を御確認いただき、不明点は各申請自治体へ相談してください。